

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	40	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">固定資産税</span> 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">その他</span> （特別土地保有税）		
要望項目名	建築基準法の改正に伴う所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条による建築基準法の改正により「耐火建築物」の定義が改正されたことを踏まえ、所要の措置を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容          建築基準法における「耐火建築物」の定義について、主要構造部が耐火構造であることから、特定主要構造部が耐火構造であることに改正されたことを踏まえ、税制上の特例措置において、「主要構造部を耐火構造とした建築物」であることを要件とするものについて、その要件を「特定主要構造部を耐火構造とした建築物」に変更する。</p>		
関係条文	<p>不動産取得税：地方税法施行令附則第7条第15項第2号、          固定資産税：地方税法施行令第52条の11第3項（第52条の13第6項において準用する場合を含む。）、          附則第12条第12項第1号イ          特別土地保有税：地方税法第586条第2項第19号、地方税法施行令第54条の26第3項第2号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )          [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的          脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条による建築基準法の改正により「耐火建築物」の定義が改正されることとなっている。</p> <p>(2) 施策の必要性          脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条による建築基準法の改正により「耐火建築物」の定義が改正されたことを踏まえ、所要の措置を講じる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	建築基準法における「耐火建築物」の定義の改正を踏まえた措置を講じない場合、建築基準法上は「耐火建築物」として認められる建築物の一部が、税制上の特例措置の対象として認められないという不合理な事態が発生してしまうところ、今般の措置を講じることが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—